

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸中部⑤ (木ヶ津第1・木ヶ津第2・木ヶ津第3・木ヶ津第4・赤松・大川原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日(第1回) 令和6年10月31日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備地と中山間地が混在しており、用水の確保・農地の狭小など耕作条件に差がある。主に水稻(主食米・WCS)が作付けされているが、農業者の高齢化や担い手不足などにより、法面や水路、農道等の維持管理が負担となっており、将来における農業者の確保が厳しい状況にある。

また、米の価格不安定や資材高騰により農業所得が低く、防護柵の設置等により有害鳥獣被害対策を講じているが、イノシシによる被害も相まって耕作意欲の低下に繋がっている。

何をするにしても地域での中心的存在となるリーダーがおらず、この先、離農者が増えると比例して耕作放棄地が増加する懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は、基盤整備された水田が少なく、主たる営農組織も中山間地域等直接支払交付金事業の1協定のみであるが、現在、耕作できている農地は、今後も現耕作者が耕作を継続していく。また、地区外からの担い手の参入は厳しい状況にあるが、一部畑地が多く存在する地区もあり、種馬鈴薯の産地として栽培農家に優良な農地を斡旋していくことも検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	115.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
関係機関と相談・調整しながら、目標地図に位置付ける者への農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業の活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既存の基盤整備地を水稻の耕作により維持し、農道や水路等の維持管理も継続していく。中山間地においては基盤整備の必要性を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の兼業農家として後継者を確保しつつ、IJターン等の新規就農者の受け入れに対しても、今後、検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の省力化を図るため、ドローン等による防除作業は、委託による実施を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
③ドローン等を活用した除草剤・農薬散布など、農作業の省力化を行う。
⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。